

陳情第10号
令和3年8月3日

国立市議会議長 青木 健 様

「地域的な包括的経済連携（R C E P）から撤退することを求める意見書」提出を求めることに関する陳情

陳情の趣旨

地域的な包括的経済連携（R C E P）は国会で承認されましたが、関税がなくなることは、日本国民の大多数にとってメリットではなく、国内産業への打撃による不況、デフレーションの継続など、様々な損失をもたらすことが容易に予想できます。

とりわけ、安い農産物の流入により日本農業に対しても致命的な打撃が予想されるため、現在においても非常に低い我が国の食料自給率がさらに下がり、輸入食料への依存が一層強まり、食料安全保障の根幹を揺るがすおそれがあります。

国立市におかれましても、地域の中小零細の農家に対する多大な影響が懸念されます。また、遺伝子組換え作物、ゲノム編集作物、農薬などについても、我が国の法律で制限することが一層困難になりますので、食の安全が大きく脅かされます。

本協定には、従来から懸念されていた I S D 条項は導入されておりませんが、協定発効に先立って、中国の輸出管理法が成立しました。本協定による中国との貿易には、中国輸出管理法の域外管理規定が適用されることが予想されます。この法律は中国が関係国に対して細目を明らかにしないまま成立させており、中国に恣意的に運用される可能性があり、中国の利益を損なうと認められれば、地方自治体や地域の中小企業も訴訟の対象となることから、I S D 条項と同様の効果を持たせることが可能であり、我が国の主権を大きく侵害するおそれがあります。

さらに、域内での人の移動が自由になり、日本への人の流入が容易になるため移民を制御できなくなり、国内労働者と労働力の低賃金化競争を招き、日本人の失業、低賃金化を一層加速させます。

何よりも交渉内容が非公開であるため、国民が全貌を知ることなく交渉が進められ、民意を問われることなく合意され、国会で承認されたということは大きな問題です。民主主義の我が国においては、秘密裏の交渉、国民に周知されない合意及び国会承認という点のみを見ても、反対する理由としては十分なものであると考えます。

以上の理由から、「R C E Pから撤退すること」について、国立市議会から国へ意見書を提出していただくことを求め、陳情いたします。

陳情事項

国立市議会より「地域的な包括的経済連携（R C E P）から撤退することを求める意見書」を国に提出してください。